

令和5年度第1回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和5年4月10日（月）午後3時30分

2 場 所 銚子市役所1階市民ホール

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中26名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	石毛 清	3	向後 三夫
4	滑川 清一	5	宮内 弘	6	吉原 康仁
7	小池 秋男	8	飯田 隆衛	9	岩瀬 英行
10	山口 信行	11	五味田 剛	12	神原 長博
13	宮内 克雄	14	中居 好雄	15	加瀬 芳枝
16	石毛 昭雄	17	小松 孝昌	18	宮内 武
19	多田 裕	20	加瀬 豊	21	加藤 高志
22	衣幡 実	23	石井 克幸	24	高橋 律子
25	竹内 進一	26	島崎 隆		

5 欠席者 なし

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
主任主事	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

	午後3時30分開会
議 長	それではただいまより、令和5年度第1回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、ありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本

総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号12番 神原 長博委員

議席番号13番 宮内 克雄委員 このお二人に議事録署名

人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。年金関係ですので、事務局に説明をお願いします。

議案第1号の1

事務局

それでは、事務局から順位1番につきまして、農業者年金関係ですので、ご説明申し上げます。本件は農地法第3条の規定による使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。本件の譲渡人・譲受人は、父と子です。申請の地番、地積は、茶畑町15000番2、登記簿地目畑、現況畑、地積2,069㎡です。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、現在 農業者年金の経営委譲年金を受給しており、今回新たに農地を取得したため、譲受人であります農業後継者に対しまして、20年間にわたる農地の使用貸借権を設定するものです。以上申し上げました順位1番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当せず、関係書類も整備されておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

〇〇委員

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

79歳で農地を購入したため、使用貸借するとのことであるが、79歳の方が農地を購入することができるのか。

事務局

農業を行っているので購入できます。

議長

ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位2番と3番は関連がありますので、一括して審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の2・3

〇〇委員

それでは、順位2番と3番は関連がありますので、一括してご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外1名です。申請の地番、地積は富川町633番、登記簿地目畑、現況畑、地積446㎡外1筆合計地積488㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、富川町旧356号JRの踏切をわたり100m先を左折し、300mほど進み左折し200m進んだ左側です。現在はロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢となり、農業経営が難しくなっているので譲渡したい。譲受人は、譲渡人より話があり、農業経営の規模拡大にもなるので、譲ってもらいます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 4 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 4
〇〇委員	それでは、順位 4 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小浜町 2 0 4 8 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 3 2 3 m²です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道 1 2 6 号小浜町リカーハウス鎌田の信号を右折し 9 0 0 m 進み、Y 字路を右に進んだ 6 0 0 m 先の右側です。現在はキャベツの作付けがされていきました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模縮小です。譲受人は、隣接地を耕作しており、農業経営の規模拡大のため、譲ってもらいます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 5 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 5

〇〇委員 それでは、順位 5 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小浜町 2 1 0 5 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 2 9 7 m²です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道 1 2 6 号小浜工業団地入口の信号を右折し、ミニストップ銚子小浜店の先を左折し、9 0 0 m 先の行き止まりの左側です。現在はロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模縮小です。譲受人は、隣接地を耕作しており、農業経営の規模拡大のため、譲ってもらいます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。
順位 6 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 1 号の 6

〇〇委員 それでは、順位 6 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小浜町 2 9 1 6 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 8 7 6 m²です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道 1 2 6 号三崎町 3 丁目ネッツトヨタの信号の先 3 0 0 m を左折し、道なりに進み、千葉産業クリーントラック搬入口の左手前です。現在は、大根の出荷の後

でした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模縮小です。譲受人は、隣接地を耕作しており、農業経営の規模拡大のため、譲ってもらいます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位7番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の7

〇〇委員

それでは、順位7番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は長塚町5丁目4323番2、登記簿地目畑、現況畑、地積2,651㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道356号長塚町銚子西中学校の信号を左折し、七ツ池の坂をのぼり、すぐ右折し60m進んだら左折し、120m進み右折し、80m先を左折した10m先の左側です。現在は、マルチが敷いてありました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢になってきて、農業経営が大変になっているので、譲渡します。譲受人は、農業経営の規模拡大のため、譲ってもらいます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相

当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第2号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

(〇〇委員退席)

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、小船木町1丁目282番1、登記簿地目田、現況田、地積139㎡です。申請の用途は、駐車場3台用地です。申請地の場所は、国道356号野尻町銚子商工信用組合の三差路を左に進み、椎柴小学校の手前を左折し、300m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、農地の広がりから第1種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場3台1台当たり18㎡3台分で、工期としては令和5年7月1日から令和5年8月30日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、敷地内浸透処理です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりです。本申請地については、第1種

議 長

農地ではありますが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の2分の1を越えないことから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

(〇〇委員着席)

順位2番と順位3番は関連がありますので、一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の2・3

〇〇委員

それでは、順位2番と順位3番は関連がありますので、一括ご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外1名です。申請の地番、地積は、春日町762番6、登記簿地目畑、現況畑、地積156㎡外2筆合計地積736㎡です。申請の用途は、植木仮植用地です。令和4年6月に提出された許可済となっている案件と同一事業です。申請地の場所は、国道126号線三崎町1丁目から小川町方面に進み、大谷津団地信号から250m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、一部キャベツの作付け、一部雑草が茂っていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第2種農地と判断します。転用計画につきましては、造園業用庭木仮植地としてソテツ12本を植えます。工期としては令和5年5月30日から令和5年7月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条

件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 4 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 4

〇〇委員

それでは、順位 4 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇〇〇持分 1 / 2 外 1 名です。申請の地番、地積は、親田町 9 2 4 番 1、登記簿地目畑、現況畑、地積 3 5 0 m²です。申請の用途は、事務所併用住宅用地です。申請地の場所は、国道 1 2 6 号線小浜町リカーハウス鎌田の信号を左折し、4 0 0 m 先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、碎石が敷かれていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、農地の広がりから第 1 種農地と判断します。転用計画につきましては、事務所併用住宅 1 棟建築面積 7 9 . 4 9 m²です。工期としては令和 5 年 5 月 2 0 日から令和 5 年 8 月 3 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は、浄化槽処理後に公共側溝へ放流します。雨水は、公共側溝へ放流します。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので、読み上げます。始末書 譲渡人達は、申請地を相続で取得しましたが、申請地はすでに碎石などが敷設されており、長年にわたり駐車場や何かの置場になっていたようです。相続人たちの亡父が 5 0 年以上前に申請地を

取得した経緯や、どのように申請地を利用しておったかについては判りかねますが、いずれにせよ現状は違反転用の状態になっております。これは、農地法に違反することであり大変申し訳ございません。譲渡人である姉妹ともども本始末書を差し入れるものであります。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 5 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 5

〇〇委員

それでは、順位 5 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、本城町 4 丁目 5 6 1 番、登記簿地目田、現況畑、地積 1 4 8 m²です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号を松岸方面に進み本城町セブンイレブン銚子本城店の信号を斜め左に入り 1 0 m 先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第 2 種住居地域に指定されており、第 3 種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅 1 棟建築面積 5 2 . 1 8 m²で、工期としては令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 1 0 月 1 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資証明書が添付されております。申請地は、都市計画施設区域内ですので、市都市整備課へ申請済です。雑排水については、汚水雑排水は、公共下水道へ放流予定です。雨水は、浸透枳により地下浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条

議長

(なし)

議長

(挙手全員)

議長

議案第2号の6

○○委員

11

	申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。
	ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
〇〇委員	申請面積が48㎡と少ないようであるが。
事務局	周りはすべて宅地であり、48㎡のみが農地でした。隣接の宅地215.39㎡と申請地48㎡を一体として取得します。
議 長	ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。
	本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
	順位7番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
	議案第2号の7
〇〇委員	それでは、順位7番について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、小浜町1740番1、登記簿地目畑、現況畑、地積411㎡外2筆合計地積754㎡です。申請の用途は、倉庫用地です。申請地の場所は、国道126号線小浜町簡易郵便局裏側です。現地調査を行ったところ、現在は、雑草が茂っていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、農地の広がりから第1種農地と判断します。転用計画につきましては、倉庫1棟110.75㎡です。工期としては令和5年5月20日から令和5年8月10日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は、排出しません。雨水は地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。本申請地については、第1種農地ではありますが、周辺地域居住者の業務上必要な施設で

あり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 8 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 8

〇〇委員

それでは、順位 8 番について、ご説明いたします。

本件は農地法第 5 条の規定による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、松岸町 4 丁目 9 2 3 番、登記簿地目田、現況田、地積 9 9 1 m²外 4 筆合計地積 5, 0 4 5 m²です。申請の用途は、養鰻場用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線松岸町セブンイレブン銚子松岸店前交差点を南へ進み、総武本線の踏切を渡って約 1 5 0 m 先を右折し、さらに 2 0 0 m 進んだ左側で、現地調査を行ったところ、現在は耕作されていません。農地の区分としては、農振農用地区域内であり、土地改良受益地ではありません。また、用途地域については指定されておられません。転用計画につきましては、飼育建屋 3 連 2 棟、事務所等コンテナ 5 棟、選別池 1 棟、飼育池 6 池で、工期としては、許可日から 3 年の予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、養殖池の水と雨水は、場内 1 か所に集水し肥料化して散布、残った水は、排水管を通して、農業用水路へ放流とのことです。隣接農地の所有者、農家組合に対して事業の説明をしていますが、営農条件への支障は、新規事業のため不明確な部分もあります。しかしながら、隣接農地は耕作しておらず、周辺農地に係る営農条件への支障は発生しても軽微と考えます。申請の内容は以上のとおりですが、地元としては、不安で反対者が多いので、皆様のご

	判断をお願いしたいと思います。なお、本件に関し、4月7日に農地部会を開催し、譲受人においでいただき事業説明をしていただき、部会にて現地確認、協議をしております。また、本件は、30アールを超える農地転用となるため、常設審議委員会の審議も必要となります。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。この案件につきましては、農地部会で審議されておりますので、農地部会長にその審議結果について報告をお願いいたします。
農地部会長	本申請に関しまして、4月7日(金)に農地部会を開催しました。今期、初めての部会でしたので簡単にご説明いたします。申請は、〇〇委員の説明にありましてとおり、松岸町における一時転用による賃借権設定の申請です。当日は、申請地に集合し、現地確認を行いました。その後、市役所会議室にて、申請者においでいただき事業内容について説明を受け、質疑応答という形式で進行し、申請者退出後も部会内で様々な議論を行いましたが、疑問が出尽くすことはなく、許可に賛否両意見がある中、出席委員の過半数の賛成をいただきました。
議 長	ただいまの担当委員の説明および農地部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
〇〇委員	転用期間は3年間とのことですが、3年後には、この農地は、どうなりますか。
農地部会長	農振農用地区域内の農地のため、一時転用は。最長3年の許可です。その後は農地に復元し、所有者に返還します。
〇〇委員	元の状態に戻すということですね。
事務局	農地の復元については、客土し、田ではなく譲渡人が畑としてキャベツを作るとのことです。
議 長	ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。
〇〇委員	農地部会の際、事業の収支見込計画について提出されてなかったが、提出されましたか。
事務局	本日提出されました。3年間に係る費用が、5億1,892万3,400円で、売り上げが10億8,075万円です。約5億円位利益があります。

〇〇委員	大雨の対策、撤去の方法、費用、責任の所在が見えてこないような気がします。
〇〇委員 事務局	利益があるのに３年で撤去する理由は何か。 本件は、農振農用地内の一時転用のため、転用期間は３年間しか認められません。
〇〇委員 事務局 議 長	３年後の復元について、申請人は理解しているのか。 ３年以上の延長はできない旨伝えてあります。 ここで暫時休憩といたします。 (暫時休憩 １６：２５～１６：５５)
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。
〇〇委員 農地部会 長	鋸南町で同じ事業を行っているとのことですが、その内容について説明願います。 鋸南町では、２０２２年から始めているようです。
〇〇委員	地元としては、大雨の際、施設は水浸しになる可能性があり、台風の際は北側に民家があるため、被害が及ばないか。また、３年後の復元計画について、キャベツを作るようであるが、畑地にするための費用に不明なところがあることから地元として、反対意見が多いようです。
議 長	ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手なし)
議 長	本件について許可することに、反対委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	採決の結果、賛成なし、反対１４名となりましたので、不許可相当とすることに決しました。なお、この案件につきましては、４月１４日開催の常設審議委員会へ、不許可相当で諮問することといたします。 (〇〇委員退席)
議 長	議案第３号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長 事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位 1 番から 1 2 番について審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第 3 号

事務局 それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位 1 番から 1 2 番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。

それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位 1 番から 1 2 番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。

設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 8 名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 1 0 名。申請の地番・地積は、上野町 1 0 9 番 登記簿地目 畑、現況 畑、地積 2, 3 1 4 m² 外 田 1 7 筆、畑 1 7 筆、合計地積 4 6, 9 8 0 m²です。その内容ですが、順位 1 番は、新規に 5 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 2 筆、合計地積が 4, 2 5 4 m²です。位 2 番は、新規に 6 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 3 筆、合計地積が 2, 7 8 3 m²です。順位 3 番から 9 番は、新規に 1 0 年の賃借権を設定しようとするもので、田 1 6 筆、畑 9 筆、合計地積が 3 3, 6 2 3 m²です。順位 1 0 番は、継続して 5 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 3 筆、合計地積が 4, 3 7 1 m²です。最後に順位 1 1 番から 1 2 番は売買により所有権を移転しようとするもので畑 2 筆、合計地積が 1, 9 4 9 m²です。以上順位 1 番から 1 2 番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

(〇〇委員着席)

議 長 議案書の 7 ページから 9 ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 以上で、予定した議事が全て終了しました。これもちまして、令和 5 年度第 1 回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

————— 午後 5 時 1 0 分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員